

議案第61号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の改正概要

国の特別職の職員の期末手当の取扱いに準じて、市の特別職の期末手当を以下のとおり改正する。

1 改正内容

(1) 令和4年度以降の期末手当

期末手当支給月数を年間0.1月分引き下げる。詳細は以下のとおり。

	令和3年度	令和4年度		
		改正前	改正後	引下げ
6ヶ月期	1.675月分	1.675月分	1.625月分	-0.05月分
12ヶ月期	1.675月分	1.675月分	1.625月分	-0.05月分
計	3.35月分	3.35月分	3.25月分	-0.1月分

(2) 令和4年6月期における期末手当の取扱い

例年どおりの場合、国の特別職の改正が令和3年12月期に行われ、市の議会議員についても国に準じて令和3年12月期から0.1月分の減額を行うものであったが、国において令和3年12月期の改正を見送り、令和3年12月期に減額予定であった額を令和4年6月期の期末手当から減額することとしているため、国と同様の調整を行う。

2 施行日

令和4年6月1日から施行する。